

中部森林管理局 保護林管理委員会運営要領

(平成 27 年 10 月 1 日 27 中計 65 号)

第 1 趣旨

この要領は、「保護林制度の改正について」(平成 27 年 9 月 28 日付け 27 林野経第 49 号林野庁長官通知)第 6 の 1 の規定に基づき設置された保護林管理委員会(以下「管理委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

第 2 所掌事務

管理委員会は、中部森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を所掌する。

第 3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から中部森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 管理委員会は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会を設置することができる。

第 4 運営

- 1 管理委員会の開催は、中部森林管理局長が招集する。
- 2 管理委員会は、その過半数の出席をもって成立する。
- 3 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、議事を運営する。
- 5 委員長は、管理委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 6 管理委員会は、部会が設置されている場合には、必要に応じ部会の委員の出席を求めることができる。
- 7 管理委員会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 8 管理委員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 管理委員会の議事は、原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 10 管理委員会の議事概要については、中部森林管理局のホームページを通じて公開する。

第 5 事務局

管理委員会の事務局は、中部森林管理局計画課において行う。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。

附則 1 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。